

# 平成21年6月甲良町議会定例会会議録

平成21年6月12日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第26号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第1号）  
第3 議員派遣について  
第4 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	北川豊昭	12番	山田壽一

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
人権対策課長	山本一孝	保健福祉課長	大橋久和
学校教育課長	奥川喜四郎	子育て支援センター所長	山本晃子

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 11 時 17 分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は 12 名であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 21 年 6 月甲良町議会定例会 2 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7 番 建部議員および 8 番 藤堂一彦議員を指名いたします。

次に、日程第 2 議案第 26 号 平成 21 年度甲良町一般会計補正予算(第 1 号)については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の審査報告を求めます。

北川委員長。

○北川予算決算常任委員長 甲良町議会議長 山田壽一様。

予算決算常任委員会委員長 北川豊昭。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査結果。

議案第 26 号 平成 21 年度甲良町一般会計補正予算(第 1 号)。

審査の結果、原案可決。

審査経過。

歳入において、財政調整基金繰入金は、当初予算で特別交付税を多く見込んでいないため基金で対応していると理解していたが、補助金が未確定であったためであるとの説明であるが、もう一度経過をとの問いに、年度末での補助金要望で町の考えていたものすべてを要望し、補助金は未確定であったため基金で対応した。当初予算として計上し、額が確定したため今回の補正で科目ごとに計上し直したとのことであった。

歳出において、総務費では、財産管理費の修繕料はどのようなものかとの質問に、庁舎玄関の自動ドアの修繕であるとのことであった。また、国際交流支援事業補助金を増額した理由、および中学生海外派遣事業との関連はとの問いに、北落区の少年少女のタイ派遣事業に対し、指定寄付金を受けたことによる増額である。また、中学生海外派遣事業とは別事業であるとのことであった。

民生費では、第二保育園費の賃金で通訳・保育支援賃金が計上されている

が、対象児童は何人いるのか、との問いに、2歳児と5歳児の園児2人と両親の4人家族とのことであった。

また、児童福祉施設整備費の工事請負費は、当初予算から4倍近い増額がされているが、内訳、また総額は幾らか。駐車場用地の購入時期は。上水道工事負担金や加入負担金は当初予算で計上すべきもので、補正でなぜ計上されているのかとの問いに、ソーラーが新しく補助対象となり、1,365万円増し、床面積で91平方メートル増し、その他支援センターを充実することで一時保育室・不登校室・キッチン等を増やすこととなった。当初予算は概算で計上していたため総事業費は2億5,000万円ぐらいになるとのことであった。

また、駐車場用地購入時期は、現在耕作中であり、今後購入するとのことであった。

上水道工事負担金は、支援センターまで50メートルの工事と、消火栓設置費用であり、加入負担金は、当初40ミリを予定していたが、デイサービス事業は委託するため、20ミリと25ミリに区分けしたためとのことであった。

農林水産業費では、農業振興費の賃金で2人分を計上している内訳は。推進員はいつから雇用しているのか。賃金は1人当たり幾らかの質問に、6月当初から雇用した。離職を余儀なくされた人、中高年齢者の雇用を創出した。賃金は1人当たり22万円であるとの説明であったが、定年退職者が離職を余儀なくされた人には該当しない矛盾がある。6月議会に予算計上され、審議、議会議決まで行かない中での6月1日採用、予算執行はあまりにも議会軽視、議会無視も甚だしいなどの厳しい指摘があった。議会に十分な説明、協議ができていなかったことを反省するとのことであった。また、特別旅費は何か。需用費から備品購入費までは運営等に必要なものと想像するがどうなのかとの質問に、特別旅費は先進地視察を計上し、その他の経費は緊急雇用に伴う経費として計上したとのことであった。

せせらぎ農産物直売所運営補助金は、当初10万円計上しているが、60万円の増額は何か。昨年同様に入っているのかとの質問に、小菊部会ができ、小菊の4トン保冷庫を購入するために2分の1を補助するための計上で、小菊部会だけではなく、全体で使用するためにこれからも購入していくとのことであった。

農道整備事業費で840万円の工事費に対して400万円の設計委託料がなぜかかるのかとの質問に、国の基準に基づき土質調査も含めて測量委託で計上したとのことであった。

教育費では、事務局費の備品購入費で町バス、ワゴン車の2台が計上され

ているが更新なのか。また、旧バスをスポーツ少年団等に払い下げできないかとの質問に、古くなってきたのと、愛知県や大阪府等排ガス規制エリアがあり、運行に支障があるため更新するとのことであった。払い下げについては、現在決めていないが、今後検討するとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

本委員会に付託された平成21年度一般会計（1号）補正予算の委員会採決は可決となったが、反対者が続出したことも否めない事実であります。全体を通して行政の議会に対しての事前の説明責任が果たされていないままの先行事業執行は、いつまでたっても行政の体質改善ができていないことであり、議会との関係が損なわれないよう一層の努力を求めることを申し添えます。

以上で、委員長報告を終わります。

○山田議長 予算決算常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

本件について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

21年度補正予算の反対討論を行います。私は、次の以下の理由で本議案に反対するものであります。

1つは、本補正予算のもととなった政府の補正予算そのものに重大な問題点があります。これは他の議員とも立場が違うところであります。1つは、大企業、ゼネコン優遇の中身であります。一例を挙げれば、建設費が1メートル1億円という東京外環道の着工予算が盛り込まれているのをはじめ、銀行の救済資金、補正予算の関連法案に盛り込まれた研究開発減税の拡大は、6,269億円のうち資本金10億円の企業が92.9%の恩恵を受けます。

2つ目、庶民生活には冷たい内容となっております。雇用統計や民間予測などの景気指数も最悪の状態を示しています。首都東京のど真ん中に年越し派遣村がつくられ、食事や衣料の提供に長蛇の列ができる。つい最近彦根で開かれた一日派遣村でも主催者の予想をはるかに超えて200人以上の失業者が集い、180食のカレーライスがあつという間になくなったといえます。年間200万円以下の給与所得者が1,200万人を超える状況下で、新車購入に補助や減税という策では、新車購入ができない圧倒多数の国民には恩恵は行き渡らず、経済効果は全く一時的なものにならざるを得ません。そこ

へ消費税の増税だけが12%にと政府の委員会が提案する。こういうことはきっぱり打ち出されているのですから、購買意欲に冷や水を浴びせるようなものであります。ばらまきのつけは、2011年度から消費税の引き上げで賄おうとしていることであります。10兆円に上る赤字国債は、財源的な裏づけは示されず、麻生内閣からは2011年度から消費税引き上げのねらいを表明する声もあります。

大きな2つ目に、町独自の対応についてであります。

1つは、中身であります。日本国民が平和のうちに生きる権利を保障した憲法を擁護するという山崎町長の立場であるならば、短期的、限定的な交付金の制度の中であっても住民の暮らし、安全、福祉、農業などの応援にこそ補正予算を重点的に配分すべきだと思います。

次のように、主な内容を検討してみました。

子育て支援センター建設予算が、この修正で計上されていますが、教育的、育儿的課題を抱える家庭には現代をむしろ貧困と格差、人を大切にしない政治の風潮、子育てに能力を超えるお金がかかる状況をこそ優先して解決しなければならないと思います。政府の経済危機対策交付金を子育てセンターの建設費に充てるとするのは、当初予定した総額で約2億5,000万円を超えて税金を投入する甲良町地域介護福祉空間事業のうちの子育てセンターの着工を、山崎町長の任期終了までにとする思惑が優先しているように読み取れます。この資金が小学生以下の子どもの医療費無料化に広く活用されれば、従来試算で3年から4年分に当たるものと思われれます。

審議の中で、本補正予算は、建設費関連がほとんどだと町長も認められたように、昨年度から向こう3年の間にふるさと交流村の拠点施設、福祉空間呉竹センター改築で14億円近くが予定されていることが本補正予算の基礎になっています。これは、甲良町の財政規模と比較しても、また、町民の暮らしや営業、農業の現状のニーズに合致しないものになっています。

ふるさと交流村計画推進委員の採用者は定年退職者であり、もう1人は甲良町以外の方であります。雇用対策という制度の趣旨にある、離職を余儀なくされた方々には当たりません。働き、途中で職を失った方など、雇用を確保するという趣旨にも、町民の雇用拡大にもふさわしくなく、農業生産者のまとめ役育成こそ優先しなければならないと思います。委員会の中で明らかになった予算承認前の採用は、急いだあまりといみじくも言いましたが、町民の意向をしっかりと反映するという趣旨からも出発の時点で踏み外してはならないと思います。このフライングは、国交省事業も含めて7億円を超える拠点施設中心の交流村計画が町政の重要課題に位置づけられていることが主たる原因と考えられ、この計画の根本的な見直しが必要だと痛切に感じます。

なお、推進委員は公務員の採用になりますから、実名を伏せていることが不思議です。町からもしかるべき公開を求めます。念のため申し上げますが、K氏に恨みがあるわけでも、敵意があるわけでもありません。また、彼に一切の責任はありません。

呉竹児童公園のフェンスの改修、小学校・中学校のトイレの改修は容認できますが、公民館のトイレの改修は、利用頻度、利用者数から見て急ぐ必要がないように思います。

農道舗装の1, 240万円は、建部議員が指摘したように840万円の工事費に設計費400万、約5割の設計費はあまりにも高価過ぎます。加えて通行困難が生じているものではなく、急ぐ必要のないものです。

私は、今回政府の緊急経済対策が限定的、一時的な内容で、恒久的な制度に使いにくいという制度がある中でも、地方自治体に一任するという趣旨を活用し、先ほども述べた小学生以下の子どもの医療費無料化の拡充をはじめ、次の施策の実現を引き続き求めます。

農業振興基金を設けて、計画的、必要に応じ手当てが行えるようにすること。火災報知器の義務づけが始まっているもとで、補助制度や通学路の安全確保など、危険防止、防災体制の強化、また、全世帯に行き渡る水道料金の引き下げ、住宅リフォーム補助制度、そして、公共下水道の負担金格差の計画的是正など、使い道こそ暮らしを応援し、町民の願いに寄り添うものだと思います。

2つ目は、手続についてであります。予算決算常任委員会の審査の中で、付託された21年度一般会計補正予算が議決もされていないのに、そのうちの一部予算が執行されていたことが判明しました。教育関係の指導員2人、ふるさと交流村計画推進員2人の採用が決定されていました。教育関係は4月1日から、ふるさと交流村関係では6月1日です。建部議員の質問で明らかになりました。議会軽視も甚だしいと思います。これは許し難い逸脱です。

その理由は、1つに、新しい制度のもとの賃金ですから、議会決議が必要なものです。2つ目に、執行部は3月議会で緊急雇用対策ほか4, 400万円の議会承認がなされているので、予算の範囲内だとの言い分ですが、とんでもありません。3月議会では5款 労働費で決議していますが、今回の補正は5款 労働費の部分4, 400万円をすべてゼロにして3款 民生費、6款 農業費と10款 教育費に改めて計上し直し、金額も3月議会とは全く異なります。

地方自治法220条に流用の禁止規定があります。私は委員会で、地方財政法と勘違いして言ってしまいましたので、ここで訂正させていただきます。地方自治法220条の2、歳出予算の経費の金額は各款の間、または各項の

間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り予算の定めるところによりこれを流用できると規定しています。ここで注目する必要があるのは、ただし書きで、流用を認めている範囲は項の間だけであって、款を超えて流用することはできない、と明確に読み取ることができます。議員必携の227ページにも予算流用禁止の解説が書かれています。

よって、地方自治法では款を超えての流用を認めていません。だからこそ補正予算という形をとって議会決議に付されているのです。予算の大枠を認めてもらったからという理由でどんどんと解釈を拡大し、当初予算になかった事業内容が執行されたのでは、議会での審議と決議は必要なくなるではありませんか。だからこそ9日の予算決算常任委員会での審議では、野瀬主監がおわびすると表明せざるを得なかったものであります。

大きな3つ目に、今回の補正予算をめぐっては、通り一ぺんの反対討論では、私、終われないのです。議員の諸氏に申し上げたいと思います。いや、訴えたいと思います。やがて採決に付され、もし賛成が多数になるようなことであれば、議会は行政のどこを監視していたのかという町民の強い批判にさらされることは確実ではないかと思えます。先ほど述べたように、本議案に賛成してしまうことは、予算の大枠をお認めいただいたので、その範囲内の執行を行使しただけです、などという言い分を容認し、全く新しい制度であるふるさと交流村計画推進員賃金、児童・生徒教育相談指導員賃金などの議会決議前の執行を容認したことになるではありませんか。これは、制度の必要性があるなしにかかわらず、また、政策の賛否にかかわらず、このような議会無視は通用しないということを町民の前に示さねばならないのではないのでしょうか。

そして、これは思想、信条、立場や政策の違いを超えて民主主義にかかわることであり、行政と住民代表の議会とのルールを守るという初歩的な問題です。過去のいきさつを脇に置き、是は是、非は非で議会としての判断が必要ではないのでしょうか。

なお、委員会の態度と本会議の態度が違って大丈夫です。地方議会の場合は国会のような態度変更に対する処罰はありません。また、必要な予算、事業は、当局が臨時議会を招集するなどして提出し直し対応すれば済むことだと考えます。議員諸氏の賢明なる判断を心から呼びかけて討論を終わらせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

建部議員。

○建部議員 反対の討論をいたします。

予算とは、あらかじめ必要な額を見積もること。前もって必要な額を見積もることでもあります。それも議会の議決を得て成立するものであります。補正とは、補い直すことでもあります。それを予算に当てはめるなら、既に成立した予算をその後の事情で変更するために編成する予算でありまして、追加予算と修正予算があります。それとて議会の議決が必要であります。すなわち、予算は議会の議決がなければ、また言葉を変えれば、議決後でなければ執行できないのであります。これは、政治、行政の大原則であります。

それが今回、その補正予算を組む前から、また議会にかける前から執行されていた。すなわち予算にないものに金を使ってきたことになります。議会は何のためにあるのですか。議会を甘く見るなよ。議会をないがしろにしていると言いたくもなります。議員は町民の代表、代弁者であります。行政が適正に執行されているか、監視をしております。事の善しあしは、はっきり申さなければなりません。

しかるに、本補正予算案は、議会の審査に付する前から着手され、平然と予算外執行がされていることは重大な過ちであります。まして、そのことの謝罪と反省がないことに憤りさえ感じております。

よって、本案は認めるわけにはまいりません。反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「議長、動議」という声あり)

○山田議長 北川議員。

先に北川議員をしてしまいましたけども、ただいま討論の時間ですので、藤堂与三郎議員、発言を認めます。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

私は、一般会計補正予算(第1号)については、賛成討論をしたいと思えます。

6月9日の予算決算常任委員会において、歳出の款から節のすべての区分別、特にふるさと交流村への思いと子育て支援センターへの今後のありようの思いが全区分への質疑応答になったものと理解をしているところですが、今回の補正は100年に一度と言われる不景気対策、雇用不安に対する国庫補助金、県支出金の不透明さと歳出面における振り分けに苦慮された補正であったことは理解しますが、討論においては、この款は賛成しますが、この款は反対との部分討論はできませんし、私には修正案を出す能力がありませんので出しませんので、歳出面での補正予算提出後でも款は反対というような部分討論はできませんので、歳出面での補正予算提出後でも十分間に合うのではと思われる人事採用日が報告されました。人事の採用に対しては私は口を挟むものではありませんが、さきの勉強会等で大枠での討論、口頭答弁

がなされていたとはいえ、今後このような、今言われた反対討論にありましたようなことのないよう本当に注意を申し上げたいと思いますし、また、農業支援においては価格保証を含む農産物開発と安定した農産物販売所を含む要望とをふまえ、私は賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「議長、動議」という声あり)

○山田議長 動議が今出ました。

北川議員。

○北川議員 11番 北川。

私は、平成21年度一般会計補正予算(第1号)に対して修正案の動議を提出したいと思います。

(「賛成」の声あり)

○北川議員 今議会に提案の平成21年度一般会計(第1号)補正は、委員会の付託を受け、6月9日予算決算常任委員会で審議、賛成多数で可決となり、先ほど私、委員長報告をいたしました。委員会で大半の審議時間は議案内容の問題点の指摘が多かった。このことをかんがみ、今後の議会運営に支障を来さないよう進めるためにも、本補正予算の一部修正動議を提出したいと思います。

平成21年度一般会計補正予算(第1号)修正案の動議。

平成21年6月定例議会に提案の、平成21年度一般会計補正予算(第1号)、補正額、歳入歳出総額7,715万7,000円については、補正内容を審議する中で第6款 農林水産業費、第1項 農業費、目 農業振興費のうち節4、節7、節11、節14、節18については、議会の審議、議決もされない中での予算執行は、到底認めることができない。

よって、第6款 農林水産業費、第1項 農業費、目3 農業振興費のうち節4、節7、節11、節14、節18については削除し、補正予算歳入歳出総額を748万2,000円減額の6,967万5,000円にする修正案の動議を提出します。

なお、今回の一般会計(第1号)補正は、国の地域活性化経済危機対策交付金が主であり、全面的に賛成するものであります。もし動議が成立したら、直ちに交流村専門推進員2名は休職をいただき、契約議決等の臨時議会も7月にあります。再度補正案を提出され、十分なる議会での説明責任を果たし、審議、議決の手段を踏むことを求めます。議員各位の賛同をよろしく願います。

○山田議長 ただいま北川議員より発言された動議は、甲良町議会会議規則

第17条の規定により、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ただいまから資料をご配布いたします。

(資料配付)

○山田議長 ここでお諮りいたします。

ただいまの本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○山田議長 異議がありますので、起立採決にお諮りいたします。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。もう1回お願いします。ちょっと数えられませんで。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

ただいま起立少数であります。

よって、本動議を日程にし、直ちに議題とすることは否決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

○建部議員 この修正動議は、こうして議案書が出されて、2人の連名で提出がされています。これは、日程に入れる入れない、動議が成立した、しないにかかわらず、この動議は審議をしないとだめなんです。それでないと1人の提出者でもってやった場合にはほかの賛同者が要りますけども、2人の連名でこの修正案を出しているんですから、当然議題にして、審議をして、そこで多数決で否決されればいいんですけれども、その手続をとらずに動議にすることに反対が多いからというのは、これは筋が通りませんし、違法であります。

○山田議長 わかりました。

本日提出された動議は、動議自体は成立いたしました、本会議で。けど、本日、この場で直ちに議案とするかしないかは、先ほどお諮りいたしましたとおり、議員の皆様方の過半数が反対ということで、本日は議題としないということに決定をいたしております。

西澤議員。

○西澤議員 私のこの席から、議長が「賛成の方、起立を願います」と言われて立たれた方は、数えまして6名おられます。途中でその集計、点呼が途中になりましたので座られた方がありますが、「賛成の方、起立を願います」で数えたら6名ありますので、私は成立しているというように思います。ご検討ください。

○山田議長 ちょっと私の方が確認できなかったもので、再度お願いしますと。数えられなかったもので、「再度お願いします」と言いました、私。「賛成の方はご起立願います」という再確認をいたしました、再度。確認ができなかったもので、私が。数え直したところ、確認したところ5名であったということをおは確認いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

暫時休憩します。10分間休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時57分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、開会いたします。

討論はございませんか、ほかに。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておりました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第4 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、山崎町長のあいさつ。

山崎町長。

○山崎町長 平成21年6月の定例会閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る6月4日から本日まで9日の会期にわたり、各議案のご審議を賜り、すべての議案を承認、可決、同意をいただき、ありがとうございました。特に6月9日開催の予算決算常任委員会における平成21年度甲良町一般会計補正予算の審議内容については、先ほど委員長報告のあったとおりであります。その中で、2点について各議員から重要なお意見を賜りました。行政運営の責任者である町長として重く受けとめているところであります。

振り返り内容整理をいたしますと、1点目は、補正予算の大半を占める地域活性化経済対策臨時交付金事業は、4月27日に閣議決定後、県を通じて国庫補助金の算定額が示されたのが5月上旬でありました。既に予算化している事業の財源構成は認められないこと、町単独事業が基本であり、庁内検討を限られた期間で行う必要があったことから、この大型補正の内容を事前に議会に報告、説明する余裕がなかったことは事実でありました。

2点目は、雇用対策事業についてであります。この事業は、平成20年度において国から県に配分された交付金を、滋賀県がふるさと雇用特別基金及び緊急雇用特例基金に積み立て、これを財源として平成21年度から3カ年の事業を実施するものであります。本町では、2月に予定事業計画を県に提出し、協議に臨みましたが、県内の要望事業が多く、県の審査中であったことから、当初予算は一括して労働費に予算計上いたしました。

3月定例議会では、常任委員会委員長報告記録にあるとおり、3月中旬に額の内示がある、4月からの事業であるので賃金について事業目的ごとに配分する。次回、6月補正で説明していきたいとの経過でありました。このことから、今補正予算において事業を確定した3事業ごとに予算科目を組みかえるとともに、県補助金に充当財源を構成し、予算額を減額いたしましたものであります。

振り当て事業を見ると、予算議決、会計ルールから見て事前着手との厳しいご指摘がありました。町としては、制度上の緊急性と予算は連続している認識ではありますが、議会説明までの4月と6月に雇用を開始している事実にかんがみ、議会への事前説明が不足していたことを深く反省いたしております。本職をはじめ幹部職員において、新規重要事業など、前もって適切な時期に説明をいたし、議員との一層の意思疎通に努めたいと改めて認識をいたしているところであります。

本2件をはじめ、質疑の中でのご意見、ご指摘につきましては、真摯に受けとめてけるとともに、今後の行政運営に活かしてまいりたいと考えております。

私がめざしている住民福祉の向上につながるバランスのよいまちづくり、住民自治に根差したまちづくり、農業振興を核とする地域が活性するまちづくりにさらなる精進をいたす覚悟であります。これまで同様、一層のご支援を賜りますとともに、暑さ日ごとに加わる折、議員の皆様のご自愛をご祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 休憩中に、議案第26号の補正予算が通過をした段階で附帯決議が話し合われました。この扱いはどうされるのか、お尋ねをしたい。

私は、本予算そのものがこういう形で通過をしたこと自体残念に思いますが、その通過をした事実を受けて附帯決議は必要だということで議員の皆さん、確認をしたところですので、よろしくお願いします。

○山田議長 西澤議員、今おっしゃられたように、私も議長の立場から、各議員さんが先ほど指摘された、補正案の内容なんですけども、人件費等におのずと前もっての使用というか、なされていたということは行政に対しても本当に嚴重に注意すべきだと思っております。

よって、私、議長発議として附帯議決を提出をしたいと思っておりますので、皆さん、ご了承いただきたいと思っております。

後日、提出でよろしいですか、行政に対して、私の方は。

○西澤議員 後日というのは、きょうで会期が終わっちゃうんですが、そのまま昼に続行して提案する。私はその時間的余裕がなければ、議長が今言われたことを行政の議会議決承認前の執行ということで遺憾に思うというコメント発表で議員がそのことを承認すると。委員長報告でもこのことをるる指摘をしていますので、これが可決をしていますからそういう内容になっていますけども、成立したことを受けて、そういうことは今後してはならないというように注意を促すコメントが出れば、私は改めて議会議決というのは、一致する文面もありますので協議の作業も、この会期中にできるかどうかもわかりませんし、昼からするということも1つの案ですけども、そこは議長コメントで皆さんが了承するというだけでけりをつけていただきたい。私が言うのもおかしいことですけども、そういう方向で26号が通過をして、それで予算執行や、それから事業が始まるということを受けて、行政姿勢がきちっとされるというのを望んでそうしていけばいいというように思っていますので、よろしくお願いします。

○山田議長 わかりました。

本議会において予算決算常任委員会の中で諮られた一般会計の補正予算の中に、議会決議が必要な案件もありましたが、その中で、6月1日また7月1日より予算の執行が行われていた事実は私も認めます。それは、行政に対して私から、今後このような議会軽視、また議会に対するそういう問題をぜひなくするよう厳重に注意して私のコメントといたしたいと思います。

皆さん、これで、各議員の方、結構でございますか。

ありがとうございます。

これをもって、平成21年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 藤 堂 一 彦